

# 西宮市災害警戒本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市地域防災計画に定める西宮市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 危機管理監は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、警戒本部を設置することができる。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (2) 西宮市防災指令要綱に基づく災害警戒指令又は水防警戒指令が発令されたとき。

2 危機管理監は、警戒本部を設置した後において、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は西宮市災害対策本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

(警戒本部の組織)

第3条 警戒本部に、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員を置く。

- 2 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、災害警戒本部の事務に従事する。
- 3 警戒本部長は、危機管理監をもって充てる。
- 4 警戒副本部長は、土木局長、都市局長、上下水道局次長、消防局長をもって充てる。
- 5 警戒本部員は、西宮市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）で定める者をもって充てる。

(警戒本部会議)

第4条 警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員で構成する。

- 2 警戒本部会議は、警戒本部長が招集し、その会議の長となる。
- 3 警戒本部会議は、警戒体制及び応急対策等について協議する。

(局)

第5条 警戒本部に、地域防災計画で定める局を置く。

- 2 前項の各局に局長を置き、地域防災計画で定める者をもって充てる。
- 3 局長不在の場合は、あらかじめ各局が定める代理順位による者が警戒本部会議に出席し、局の事務を掌理する。
- 4 局の名称及び事務分掌は、地域防災計画によるものとする。

(部)

第6条 局の事務を分掌させるため、第5条第1項の各局に部（消防局においては部及び署並びに団。以下同じ。）を置く。

- 2 前項の各部に部長を置き、地域防災計画で定める者をもって充てる。

- 3 部の設置及び運営について必要な事項は、別に定めるもののほか局長が定める。
- 4 部長は、部員を指揮監督する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は警戒本部長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(西宮市災害応急対策室設置要綱の廃止)

- 2 西宮市災害応急対策室設置要綱は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。